

被保証資格の錯誤 (企業実体がない者に対する保証)

—東京地方裁判所

平成25年8月8日判決を題材として

弁護士 福市 航介

第1 はじめに

近時、信用保証協会が、主債務者に企業実体がなく、かつ、金員詐取目的であったことを理由として、金融機関からの代位弁済請求を拒む裁判例が公刊物において多く掲載されるようになった。ところが、裁判例の結論は、錯誤無効を肯定したり、否定したりと区々である。そこで、最近、当該問題について一定の処理枠組みを提示した東京地判平成25年8月8日金融法務事情1982号162頁を題材として、この問題について若干の検討を加えたい。検討にあたっては、錯誤論や信用保証協会が保証する融資制度の特色等、本来はそれぞれの検討だけでもかなりの分量を要する事項を含むはずであるが、本稿では、紙面の都合上、上記裁判例に対する批評を行うことで、若干の検討に代えるものとする。

第2 事案の概要

紙面の都合上、第1事件に限定して、記載する。

1 当事者等

- (1) Aは、詐欺グループの一人である。
- (2) Y信用保証協会(以下「Y」という。)は、中小企業等が銀行その他の金融機関から貸付等を受けるにつき、その貸付金等の債務を保証することを主たる業務とし、信用保証協会法に基づいて設立された信用保証協会たる法人である。

なお、信用保証協会法20条1項は「中小企業等が銀行その他の金融機関から資金の貸付(…)を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証」を定め、同4項は「中小企業者等」に定義を、同法57条5号は、同法20条1項に規定する業務以外の業務を行ったときの罰則をそれぞれ定めている。また、Y作成の「保証申込のてびき(第8版)」には、資金用途につき、「事業経営に必要な運転資金と設備資金に限られます」と記載されている。

- (3) X銀行(以下「X」という。)は、全国に展開する

銀行である。

XとYとの間には、昭和38年10月15日付けで締結された約定書があり、同11条2号には、Xが保証契約に違反したときは、Yは、Xに対し保証債務の履行につき、その全部又は一部の責を免れるものとするとして規定されていた(以下「本件免責条項」という。))。

2 事案の経緯

- (1) Aは、休眠会社であったB社を取得し、決算書を偽造するなどして、B社の企業実体の存在を装った上で、B社の商業登記簿で代表取締役として登記されているJ(以下「J」という。)を名乗り、Xに対し、B社が中小企業としての実体がなく、貸付金を詐取する目的だったにもかかわらず、中華食材の卸販売業を営んでおり、B社の事業資金として利用し、これを返済する旨の虚偽の事実を告知した。
- (2) Xの担当者は、平成18年10月16日、B社の商業登記簿上の本店所在地を訪問したところ、Jを名乗る者らが対応した。同所にはB社の表札が掲げられ、事務所内には、机、電話、パソコン、応接セット等が置かれ、複数名の従業員らしき者が電話対応等をしており、棚にB社の取扱商品とされる中華食材等が陳列されていた。なお、同月17日にも、上記事務所を訪問したが同様の様子であった。また、Xの担当者は、B社の印鑑証明書により、本人確認を実施しており、同印鑑証明書には、代表取締役として「J」と記載されていた。
- (3) そこで、Xは、Yに対し、信用保証を金融機関経由保証(金融機関に融資を申し込んだ中小企業者の担保力、信用が所要貸付金額に比して不足するが信用保証協会の信用保証が得られれば金融ベースに乗せ得ると金融機関が判断した場合に、金融機関から信用保証協会に対し保証を依頼する方式の信用保証である。)で申し込んだ。その際、XがYに対して送付した信用保証依頼書には、B社の業況として、「高級中華食料・中華調味料の卸売業」、「順調に上昇基調にあります」と記載され、資金用途として、「長期運転資金」と記載されていた。
- Yは、Xから送付を受けたB社らの資料を調査し、その結果、B社は、平成18年10月18日、Yとの間で、信用保証契約を締結した。
- (4) Yは、平成18年10月25日、Xとの間で、B社に対する貸付を主債務として、信用保証契約を締結

し、Xは、同月31日、B社に対して、埼玉県事業資金制度(以下「県制度融資」という。)に基づき、5000万円を貸し付けた。

県制度融資とは、埼玉県内の中小企業の支援を目的として、埼玉県により創設されたYによる信用保証付きの貸付制度である。なお、埼玉県事業資金制度要綱第3、1項では、融資対象者について、「申込みの日以前1年以上引き続き(埼玉)県内に事業所を有し(県外の事業所を県内に全部移転して1年未満のものを含む。)、1年以上継続して同一事業を営んでいる者で、かつ、事業税を滞納していないもの」と定め、同要綱第5条は資金用途として、「設備資金及び運転資金」と定めていた。

(5) その後、Xは、Yに代位弁済請求書を送付し、同請求書は平成20年4月25日に到達したが、Yは、信用保証債務の履行を拒絶した。そこで、Xは、Yに対し、保証債務の履行を求めて提訴したところ、Yは、錯誤無効を抗弁として争った。なお、本件では、契約の不成立や保証条件違反による免責等が争われているが、本稿では、錯誤に関する点に限定して記載しており、以下でも同様である。

第3 判決の概要

判決内容は筆者が抜粋し、符合及び表題は、便宜上、筆者が記載した。

1 「錯誤」の有無

Yは、公的資金を扱う公的機関として、中小企業への融資を促進するため、中小企業に対する貸付に対して信用保証しており、…資金用途が事業資金に限定されている。また、県制度融資において、…融資対象者の資格について、信用保証の申込みの日以前1年以上継続して同一事業を営んでいること等、資金用途について、設備資金及び運転資金であることがそれぞれ定められている。

以上からすれば、Yは、本件各信用保証を締結するに際しては、B社が融資対象者に該当し、資金用途が事業資金であるとの認識で、Xとの間で、信用保証契約を締結したものと解される。

しかるに、B社は、実際には、中小企業としての実体を有しておらず、…信用保証の申込みの日以前1年以上継続して同一事業を営んでいないため、県制度融資としての融資対象者にも該当しておらず、また、貸付金の詐取が…目的であったのであるから、Yには、B社が融資対象者に該当すること及び資金用途が事業資金であることに關して錯誤があったものと認めるの

が相当である。…

2 信用保証契約における錯誤の「要素」性

(1) 信用保証契約も保証契約の一類型であり、保証契約は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負うことを内容とするものと解されるのであるから(民法446条1項)、原則として、本件各信用保証において、B社が融資対象者に該当すること及び資金用途が事業資金であることは、本件各信用保証の内容ということはできず、前記錯誤事由…は、いわゆる動機の錯誤と位置付けるのが相当である。

(2) …保証契約においては、主たる債務の履行可能性が保証契約の当事者にとって最大の関心事であると考えられることからすれば、当事者間では、主たる債務の履行可能性に関わる事実に関して認識と異なる事態が生じ、債務が履行されない場合のリスク負担の点も含めて、最終的な合意を成立させることが期待されるところであり、本件のように、貸付及び信用保証を業務として行っている金融機関と信用保証協会間の信用保証契約については、なおさら上記の点について十分な検討がされたうえで、リスク負担の点も含めて契約締結に至っていると解すべきである。

(3) したがって、本件において、Y主張の前記錯誤事由…が要素の錯誤に当たるか否かを判断するに際しては、Xに対してY主張の動機が表示されたか否かだけではなく、YとXとの間で、B社が融資対象者に該当すること及び資金用途が事業資金であることに關し、認識と事実が異なり、債務が履行されない場合のリスク負担について、どのような合意が成立しているかを先ず吟味したうえで、Y主張の錯誤がリスク負担についての合意内容を前提にして、要素の錯誤に当たるといえるかを検討することが相当である。

3 本件における錯誤の「要素」性

(1) 保証契約は、主債務者が債務を履行しない場合において、保証人が保証債務を負担することを内容としており、原則として、主債務者が債務を履行しない事由を問わないものと解するのが相当である。

したがって、本件のように、貸付金が詐取されたという事案についても、貸付金の詐取は、主債務者から債権回収ができない事態の一つとして想定されており、原則としては、保証人において引き受けられたリスクであると解すべきである。

- (2) そして、…Yは、専門性や交渉力を有しており、また、一般論として貸付金が詐取されるリスクがあることの認識も有していたはずであるから、Yにおいて、引き受けられないリスクがある場合には、その事由を契約書において定めることが可能であるところ、YとXとの間で取り交わされた書面で、契約条項が定められているものは、約定書のみである。信用保証依頼書、信用保証書においては、B社が企業実体を有していること及び資金使途が事業資金であること等が記載されているものの、…こうした場合のリスクを負担するまでの意思がXに存在するものと読み取ることはできない。
- (3) また、約定書においては、…金融機関の義務違反や帰責事由が存在する場合に限って、信用保証協会であるYの保証債務の免責が認められており、金融機関に義務違反や帰責事由がない場合に関する定めはないところ、上記のとおり、原則としては、B社から債権が回収できないリスクは、信用保証協会であるYが負担すると解すべきことからすれば、金融機関としては、約定書の定めは、義務違反や帰責事由が存在する場合という限度でリスクを負担したことを意味するだけであ…。したがって、約定書を根拠として、Xにおいて、義務違反や帰責事由がない場合にまで、リスクを負担するとの意思があったということはできない。
- (4) さらに、貸付先に対する信用調査に関しては、通常は、信用保証協会よりも高い調査能力を有していると解される金融機関において、B社の実地調査等、第一次的調査を行うことが想定されており、本件においても同様であるが、金融機関による調査にも限界があり、実地調査まで行ったとしても、巧妙な手口であれば、詐欺を見抜くことは困難な場合もあり得る…から、金融機関としては、十分な調査を行わず、自身に帰責事由等が認められる場合であればともかく、十分な調査を尽くした場合においても回避することができないリスクまで負担することを当然の前提として第一次的調査を引受けていると解することは相当でない。
- (5) また、通常、信用保証協会においては、金融機関における第一次的調査に引き続き、その調査結果及び自身が行った調査がある場合にはこれも加えて、これらの資料に対し独自の観点から評価を行い、最終判断を下しているものと考えられる。

本件においても、…Xは、Yに対して、B社に関する各種資料を送付して…いる。…したがって、…Xのみが調査等を担当するものであるから、Xがリスクを負担するという関係が成り立つものということとはできない。

- (6) 他方で、…信用保証協会であるYは、公的資金を扱う公的機関であり、中小企業への融資の促進を使命としているのであるから、定められた融資対象者、資金使途以外に公的資金が渡ることは、厳に避けるべき事態であって、それと異なる事態が生じるリスクを金融機関に転嫁すべき事情がある…る。しかし、そうであるとしても、私企業であるXが、直ちに避け難いリスクの負担を甘受するものとは解されないし、また、信用保証協会であるYとしても、X金融機関が上記リスクを負担することになれば、金融機関が中小企業に対する融資を躊躇し、審査が厳格になる事態が想定され、金融機関から中小企業に対する円滑な融資の協力が得られなくなる結果、中小企業への融資を促進するという信用保証協会の趣旨・目的に反する事態が生じ得ることも認識していたものと推認すべきである。したがって、このような状況下においては、信用保証を行うことが信用保証協会の公的性格に著しく反するような場合(例えば、いわゆる「反社会的勢力」に公的資金が流入することになる場合等。このような場合には、そもそも金融機関による貸付自体が厳しい社会的批判にさらされることが予想され、金融機関としても、そのような事態が生じないように努める責務があるともいえる。)には、その事情に応じて別途の考慮が必要となることがあるとしても、そうでない場合には、信用保証協会の公的性格を理由として、当然に貸付金詐取のリスクがXに転嫁されていると解することは相当でない。
- (7) 以上によれば、貸付金の詐取は、主債務者から債権回収ができない事態の一つとして想定されており、原則としては、保証人において引き受けられたリスクであると解すべきところ、本件において、B社が融資対象者に該当すること及び資金使途が事業資金であることに関して、YとXとの間で、認識と事実が異なり、債務が履行されない場合のリスクをXが負担するものとしたと認めるに足りる事情は見当たらない。
- そうすると、…Yにおいて、B社が融資対象者に該当すること及び資金使途が事業資金であるこ

とを、本件各信用保証契約締結の動機として表示していたとしても、それは、あくまでYの期待あるいは願望を表明したものにすぎず、…合意の内容に当たるものではないというべきである…。したがって、これらの点について錯誤が生じたことをその内容とする前記錯誤事由…は、要素の錯誤とはなり得ない。

第4 検討

1 本判決の構造

(1) 理論的側面

本判決の理論構成は、主債務の不履行のリスクは理由を問わず原則として保証人が負うことを前提として、①企業実体の有無は被保証資格に関する事柄であること、②被保証資格に関する錯誤は動機の錯誤であること、③動機の錯誤は合意の内容に取り込まなければ民法95条の適用を受けられないこと、④合意の内容についてはXY間の約定書のみを参考とすべきこと、⑤当該約定書にはXに保証条件違反について帰責事由がある場合にのみ信用保証協会の免責を認めていること、⑥Xに被保証資格に関する一次的調査義務があるとしても本件ではXに帰責事由がないこと、⑦XだけでなくYも調査義務を有するからXのみが被保証資格に関するリスクを負担するとの関係にないことから、XとYとの間にYのリスクをXに負担させるべき合意はないから特に錯誤はなく、原則通りYが主債務の不履行のリスクを負うべきというものである。

(2) 実質的側面

実質論としては、Yの公的性格からは被保証資格を有する者以外に融資がなされることは避けるべきとの要請もあるが、仮にYの錯誤無効が認められるならば中小企業への融資を促進するというYの趣旨・目的に反する事態が生じ得るとYが認識してある程度のリスク負担は覚悟していたし、避けがたいリスクをXに負わせることはできないとして、錯誤無効を認めないとして調整を図っている(もっとも、反社会的勢力への貸付の場合は、これを禁ずべき公的要請が強く、金融機関としても厳しい社会的非難にさらされるから、そのような事態が生じないように努める要請があると、錯誤無効を認める余地を残している。)

2 検討

(1) 本判決は、動機の錯誤を原則的に民法95条の錯

誤として取り扱わないという伝統的錯誤論^{1,2}を採用した上で、動機の錯誤については当事者の合意内容になった場合にのみ合意内容に関する錯誤として取り扱うという枠組みを採用している。動機の錯誤に関する伝統的な見解では、動機の錯誤は表示されれば良いという信頼主義に基づく理解がされていたが、本判決は、金融機関と信用保証協会との間では、表示だけでは足りず、合意まで必要としている点で、近時の錯誤論で有力に主張されている合意主義に基づく理解をしている点に特徴がある³。動機の錯誤は、表意者が正確な情報を集めそこなったために誤って意思を形成してしまった場合であるから、そのリスクは基本的には表意者が負担するべきである。そのため、そのリスクを取って相手方に転嫁するためには、表意者とその相手方との間で合意をしておく必要がある。本判決のこのような視点自体は妥当であろう。

(2) しかしながら、本判決が、保証人は主債務者が債務を履行しない事由を問わず保証債務を負うところ、このリスク配分を変更するためには「書面」による合意が必要であり、かつ、可能であるとして、XY間の書面で唯一契約条項が定められている約定書にリスク配分の変更について規定がない以上、原則通り、YがXに対して企業実体がないB社の債務についても保証債務を負うと判断したのは妥当とは言い難い。

確かに、Yは、Xとの間で書面による合意が可能だったかもしれないが、書面により全てを合意するべきであったとまではいえない。現実には起こりうるすべての場合を網羅的に合意することは現実的に難しいし、信用保証協会の制度趣旨から当然の前提とされていることをも必ず全て書面で合意をしなければならないとはいえないと思われるからである。また、約定書に記載できるのは、あくまでも信用保証協会と金融機関との間の個々の信用保証取引に共通する事項や手続に関する基本的な事項だけであるため、その性質上、問題となっている融資の種類(制度融資か否か、制度融資の目的は何か等)、審査の限界、保証方式(金融機関経由保証か協会斡旋保証か)が考慮できず、個別の信用保証取引に応じたきめ細やかな信用保証協会と金融機関との間の合意内容の探求ができない。

そのため、約定書に記載がない合意であっても、合意がないと杓子定規に切り捨てるのは妥当

ではない。各信用保証取引に応じた信用保証協会と金融機関との間の合意を補充する必要がある、それが妥当であるというべきである。

- (3) 本件においては、確かに、主債務者に企業実体がなく、かつ、金銭詐取目的があったとの事態を想定した書面での合意は、XY間に存在しない。しかし、そのことは、Yがそのようなリスクを全て負担するという結論に直結しないはずである。

本件の融資は、埼玉県内の中小企業の支援を目的とする制度融資であるところ（制度融資は一般に低利子であったり個別の保証人が不要であったりするが、それは地方自治体が金融機関に対して、資金を預託したり、利子の補給を行ったりする等の便益を与えたり、信用保証協会に損失補償等の便宜を提供していることで成り立つ等、公的資金で成り立っていることが多い。）、主債務者に企業実体がなく、かつ、金銭詐取目的である場合に融資を実行するのは、その制度趣旨に明らかに反するのだから、XもYも、主債務者に企業実体があり、かつ、金銭詐取目的がないことを当然の前提として行動していたことは明らかである。

そうすると、本件において、XとYとの間には、「主債務者に企業実体があり、かつ、金銭詐取目的がないこと」が合意の内容として黙示的に取り込まれていたと考えるのが妥当である。

- (4) そして、「主債務者に企業実体があり、かつ、金銭詐取目的がないこと」が合意の内容となっている以上、保証契約にあっては、主たる債務者が本当に債務を弁済できる者かどうかを保証人にとって決定的な意味を持つのであるから、要素の錯誤は認められなければならない⁴。このような錯誤は、同一性の錯誤がある場合に近いともいえる⁵。

したがって、本件制度融資の趣旨からすれば、XY間では、「主債務者に企業実体がなく、かつ、金銭詐取目的ではないこと」が合意の内容になっているといえ、主債務者が企業実体があるかのように装って貸付金を詐取するという事態は、信用保証協会が引き受けたりリスクであるということとはできない⁶。

したがって、本件ではYの錯誤無効を認めるべきであった。

- (5) これに対して、本判決は、仮に信用保証協会による錯誤無効が認められるとすれば、金融機関が中小企業に対する融資を躊躇し、審査が厳格にな

る事態が想定され、金融機関から中小企業に対する円滑な融資の協力が得られなくなる結果、中小企業への融資を促進するという信用保証協会の趣旨・目的に反する事態が生じうると指摘する。しかし、そのような事態が生じるか否かは抽象的なものに過ぎないし、本判決が例外的に錯誤無効を認める反社会的勢力に対する融資に関しても同様のことがいえるため大きな理由にはならないはずである。かえって、結果的にせよ、信用保証協会が上記のようなリスクも引き受けるのであれば、金融機関は制度融資の趣旨に反する貸付でも代位弁済を受けることができるため、このような不当な貸付に対する積極的なインセンティブが増加する結果（少なくとも制度趣旨に反する貸付をやめるインセンティブを減少させる結果）となってしまう妥当ではない。このような事態が生じないようにするためには、そもそも貸付自体がなされない方向にインセンティブを与える必要がある。そのためには、信用保証協会による錯誤無効の主張を認める必要がある。結局、本件ではYの錯誤無効を認めるべきであったといえる。

- (6) なお、例えば、創業者支援を目的とする融資のように、制度融資の枠組み上、保証実行時には主債務者の企業実体を把握できないリスクがあるにもかかわらず、信用保証協会が敢えて保証するという場合であれば、「主債務者に企業実体がなく、かつ、金銭詐取目的でない」というのは、信用保証協会の希望であって、合意の内容を構成しないと考えることは可能であろう⁷。また、金融機関経由保証ではなく、協会斡旋保証のように、信用保証協会が積極的に信用調査して融資を斡旋するような場合も同様に考えることができよう。

第5 おわりに

主債務者に企業実体がなく、金員詐取の目的があった場合、信用保証協会が金融機関に対して錯誤無効を主張できるかどうかを若干であるが検討した。本判決は、伝統的錯誤論を踏襲しつつ、動機の錯誤の処理については合意主義に沿った処理を行い、信用保証協会と金融機関との間で上記事態に関するリスクに関するどのような合意があったのかを探求するものであった。その方向性は正しいと思われるが、合意の認定に硬直さが残るように感じられる。信用保証協会による保証は、様々な目的を持つ融資制度に基づく融資に対して行われ、その融資や保証実行の経緯も様々である

から、個別の取引に応じて錯誤の成否が検討されなければならない。その際に重要なのは、どうすれば、各制度融資の趣旨に則った結果が実現できるかという点である。金融機関も、信用保証協会も各制度融資の趣旨を実現するために貸付や保証実行をするのであって、この点を上記の合意の解釈における考慮要素として捨象することはできないものというべきである。今後、同様の事例が発生すると思われるが、このような視点で事件を解決することが重要であると思われる。

※なお、脱稿後、本件で検討した裁判例の控訴審判決（東京高判平成26年1月30日金融法務事情1988号109頁）に接した。同判決は、原審と同様、信用保証協会による錯誤無効の主張を排斥したものであるが、「金融機関が当該信用保証協会の保証付き融資案件において金融機関に期待される相当な融資審査を行った場合」に錯誤無効の主張が排斥されるとして要件を明確化している。同判決も、原審と同じく、仮に錯誤無効を肯定した場合には、金融機関が詐欺による融資上のリスクを避けるために中小企業に対する融資判断が消極になることを慮り、そのことが信用保証協会付きの融資の制度趣旨に反する結果となる点を指摘している。本件では、公的資金が目的外で使われることを防止するという要請と中小企業に対する融資が円滑になされるようにするという要請との調整問題であると思われるが、公的資金の適正な利用が叫ばれている中で、公的資金が詐取されてもやむを得ないという結果が生じる判断は是認できないように思われる（確かに、信用保証協会が後に詐取をした者から詐取された金員相当額を回収するという方法は採れるが、実際には回収できない可能性が高い。）。微妙な問題ではあるが、やはり本文で述べたような結論を維持したい。なお、本件は、上告及び上告受理申立てがなされているということであるから、今後の推移を注視したい。

なっていないかった。

- 7 実際、那覇地判平成23年2月8日金融法務事情1982号151頁以下と、その更新判決である福岡高那覇支判平成23年9月1日金融法務事情1982号143頁以下では、概ね同様の理由で錯誤無効を否定している。

- 1 最二判昭和29年11月29日民集8巻11号2087頁、最二判昭和45年5月29日金融法務事情588号26頁参照。
- 2 我妻榮『新訂民法総則』（岩波書店、昭和40）297頁以下参照。
- 3 山本敬三『民法講義Ⅰ総則』（有斐閣、第2版、平19）161頁以下参照。
- 4 山本・前掲3・193頁参照。
- 5 滝沢昌彦「判批」私法判例リマックス38号12頁（平21）参照。
- 6 同じく、企業実体がない事案に関する裁判例である、東京地判昭和53年3月29日判例時報909号68頁以下（錯誤無効肯定）、さいたま地判平成19年6月6日金融法務事情1820号55頁以下（錯誤無効肯定）やその控訴審判決である東京高判平成19年12月13日金融法務事情1829号46頁以下（錯誤無効肯定）では、企業実体がないことが法律行為の要素の錯誤に該当するという点について大きな争点とは